

浜田市景観形成事業補助金交付要綱

浜田市景観形成事業補助金交付要綱（平成 30 年浜田市告示第 54 号）の第 1 条から第 6 条について全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この告示は、市内において景観形成に主体的に取り組む者に対し、その事業に要する費用の一部を補助することにより、当該地域における景観の保全及び創造の促進を図ることを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成 17 年浜田市規則第 56 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観計画 景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき定める浜田市景観計画をいう。
- (2) 景観重点地区 浜田市景観条例（平成 28 年浜田市条例第 47 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき定める重点地区をいう。
- (3) 景観重点地区候補 景観計画に定める景観重点地区候補をいう。
- (4) 景観資源 景観計画に定める景観資源をいう。
- (5) 景観形成 ふるさと島根の景観づくり条例（平成 3 年島根県条例第 34 号）第 2 条第 1 項に規定する景観形成のことをいう。（周辺の景観と調和をとりつつ、魅力ある景観を保全し、又は創造することをいう。）
- (6) 協定 ふるさと島根の景観づくり条例第 27 条第 4 項に規定する知事の認定を受けた景観形成住民協定をいう。
- (7) 建築物 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。
- (8) 工作物 浜田市景観条例第 2 条第 1 項第 4 号に規定する工作物をいう。

（補助対象者）

第 3 条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市税を滞納している者を除く。

- (1) 景観重点地区において協定を締結した者
- (2) 景観重点地区以外の区域において、当該区域の住民 5 人以上で組織された団体

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 協定の策定に要する経費
- (2) 景観形成に資する取組に要する経費であって、次に掲げるもの
 - ア 建築物又は工作物の新築、増築、改築又は移転に係る経費
 - イ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に係る経費
 - ウ 景観資源の保全又は整備に係る経費（清掃活動や美化活動に係る経費を除く。）
 - エ その他市長が必要と認める経費

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費（当該補助対象経費に対して他の補助金等の交付を受ける場合にあつては、当該補助金等の額を除く。）の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、次の各号に掲げる地区等の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 景観重点地区（協定を締結している場合） 50万円
- (2) 景観重点地区（協定を締結していない場合） 30万円
- (3) 景観重点地区以外の区域 20万円

2 前項の補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浜田市景観形成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業着手日の30日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 見積書の写し
- (3) 現況写真
- (4) 位置図
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、1補助対象者につき1回に限りすることができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、浜田市景観形成事業補助金交付決定（却下）通知書（様

式第 2 号) により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第 8 条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、規則第 9 条第 1 項に規定する事由が生じたときは、浜田市景観形成事業変更承認申請書(様式第 3 号)を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

(実績報告)

第 9 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに浜田市景観形成事業実績報告書(様式第 4 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し
- (3) 事業の経過又は成果を証する書類、写真等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第 10 条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、浜田市景観形成事業補助金確定通知書(様式第 5 号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第 11 条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、浜田市景観形成事業補助金交付請求書(様式第 6 号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 12 条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 1 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。